

# 訪問看護【医療保険】

## サービス内容説明書（兼重要事項説明書・契約書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 いぶき会
主たる事務所の所在地	〒997-0011 山形県鶴岡市宝田1丁目9番80号
代表者（職名・氏名）	理事長 阿部 修一
設立年月日	平成18年3月29日
電話番号	0235-29-1088

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション タカラ	
サービスの種類	訪問看護	
事業所の所在地	〒997-0022 山形県鶴岡市切添町5番8号	
電話番号	0235-33-8834	
指定年月日・事業所番号	平成28年7月28日指定	0660790072
管理者の氏名	阿部 美津江	
通常の事業の実施地域	鶴岡市、三川町	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

(1) 提供するサービス内容について

訪問看護は、保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士(以下「訪問看護職員」といいます。)がそのお宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るサービスです。主治医の指示に基づきサービスを行います。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預り
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居室での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始及びお盆を除きます。
営業時間	月・火・木・金 8：30～17：30 水・土 8：30～12：30

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数
管理者（看護師）	1人
看護師	2人
准看護師	3人
理学療法士	1人
作業療法士	0人

#### 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	(資格： )
管理責任者の氏名	管理者 阿部 美津江

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、加入の保険の負担金割合、公費により自己負担額は異なります。

(注1) 利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

(注2) 保険証等変更があった場合、必ずご提示ください。控えさせていただきます。

### (1) 基本部分

#### 訪問看護基本療養費

<看護師による訪問>	区分等	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ	週3日まで(1日につき)	5,550円	560円
	週4日以降(1日につき)	6,550円	660円

<准看護師による訪問>	区分等	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで(1日につき)	5,050円	510円
	週4日以降(1日につき)	6,050円	610円

<理学療法士による訪問>	区分等	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
訪問看護基本療養費Ⅰ	(1日につき)	5,550円	560円

※リハビリテーションを中心としたもので、看護職員の代わりとして訪問した場合

## 訪問看護管理療養費

区分等	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
月の初日	7,670円	770円
(月の2日目以降) イ 訪問看護管理療養費1	3,000円	300円
ロ 訪問看護管理療養費2	2,500円	250円

### (2) 加算部分

算定の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	区分	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
夜間・早朝訪問看護加算	1週間につき	2,100円	210円
深夜訪問看護加算	1週間につき	4,200円	420円
難病等複数回訪問加算	2回まで(1日につき)	4,500円	450円
	3回以上(1日につき)	8,000円	800円
複数名訪問看護加算	1週間につき (訪問職員、頻度によって 料金が異なります。) (例) 看護師等の場合	例) 4,500円	例) 450円
長時間訪問看護加算	1週間につき	5,200円	520円
24時間対応体制加算 イ	当該加算の体制を満たす場合 (1月につき)	6,800円	680円
24時間対応体制加算 ロ		6,520円	650円
緊急訪問看護加算 イ	当該加算の体制を満たす場合 (1月につき)	2,650円	270円
緊急訪問看護加算 ロ		2,000円	200円
特別管理加算・重症度高	1月につき	5,000円	500円
特別管理加算	1月につき	2,500円	250円
退院時共同指導加算	1月につき	8,000円	800円
特別管理指導加算	1月につき	2,000円	200円
退院支援指導加算	1月につき	6,000円	600円
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円	300円

在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	1月につき	2,000円	200円
看護・介護職員 連携強化加算	1月につき	2,500円	250円
情報提供療養費	1月につき	1,500円	150円
訪問看護ターミナル ケア療養費 1	1月につき	25,000円	2,500円
訪問看護ターミナル ケア療養費 2	1月につき	10,000円	1,000円
訪問看護ベースアップ評 価料 (I)	1月につき	780円	78円

### (3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

### (4) 交通費

通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を超えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ① 実施地域を超えた地点から、片道5キロメートル未満 : 200円
- ② 実施地域を超えた地点から、片道5キロメートル以上 : 500円

### (5) 支払い方法

上記(1)から(5)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、下記の方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	<p>サービスを利用した月の翌月27日に、あなたが指定する口座より引き落としします。</p> <p>&lt;手数料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 鶴岡信用金庫からの引落の場合 : 100円(税別)</li> <li>③ 鶴岡信用金庫以外の金融機関からの引落の場合 : 150円(税別)</li> </ul>

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医等へ連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、及び市町村、県等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0235-33-8834
	面接場所	当事業所の事務室
	受付時間	8:30～17:30 (月、火、木、金) 8:30～12:30 (水、土)
	受付日	営業日

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鶴岡市健康福祉部	電話番号 0235-25-2111
	山形県国民健康保険団体連合会	電話番号 0237-87-8006

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 山形県鶴岡市切添町5番8号  
事業者名 医療法人いぶき会  
訪問看護ステーション タカラ  
代表者氏名 阿部 美津江 印  
説明者氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書になることについても同意します。

利用者 住所  
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所  
本人との続柄  
氏名 印

立会人 住所  
氏名 印

# 個人情報保護に関する基本方針

医療法人いぶき会訪問看護ステーションタカラは、ご利用者に安心してサービスを利用して頂くためには、ご利用者様やご家族様の個人情報を適切に取り扱うことが不可欠であると考えます。そこで、当事業所においては個人情報保護に関する法律やガイドラインを遵守し、下記の取り組みを行うことを宣言いたします。

## 1. 個人情報の取得・利用

ご利用者様やご家族様の個人情報の取得に当たり、利用目的を明示しその目的に必要な範囲の個人情報を取得し、利用目的以外に利用しません。利用目的以外に利用する場合は、改めて同意を得るものとします。

## 2. 個人情報の第三者提供

ご利用者様やご家族様の個人情報をその利用目的の範囲に沿って、他の当事業所職員に提供することがあります。第三者に提供する場合は、改めて同意を得ることとします。

## 3. 個人情報の安全な管理について

ご利用者様やご家族様の個人情報を安全に管理するため、帳票類やデータなどの取り扱い、安全な管理に万全の配慮を行います。また、安全な管理に必要な知識・規定を全職員に周知徹底するため必要な教育を行います。

## 4. 個人情報に関する法令や規範の遵守

ご利用者様やご家族様の個人情報を保護するため、次の個人情報に関する法令や規範を遵守します。

- ・個人情報保護法
- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン
- ・介護保険法（介護保険法に基づく指定基準を含む）

## 5. 個人情報保護の継続的改善

上記の取り組みを継続し発展させるために、規定を定期的に見直し、絶えずご利用者様やご家族様の意見をお聞きする活動を致します。

\* ご質問やご相談は、下記にてお受けいたします。

医療法人いぶき会 訪問看護ステーション タカラ  
山形県鶴岡市切添町5番8号  
TEL 0235-33-8834  
管理者 阿部 美津江

# 個人情報の保護に関する同意書

令和 年 月 日

医療法人いぶき会 訪問看護ステーション タカラ 様

私（利用者及び家族）の個人情報について、下記の必要最小限の範囲で使用することに同意します。

## 記

### 1. 個人情報の利用目的

- （1） サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- （2） サービス提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合  
主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所からの私のサービスに関する照会への回答
- （3） サービス提供に関すること以外で以下の通り必要がある場合  
医療保険、介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理・損害賠償保険などに関わる保険会社への相談又は届出等  
学会発表資料や研究学習としての資料（私の同意を得、なお匿名化すること）

### 2. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間、及び廃棄処分について適応される法律を遵守すること

以上

サービス利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用代理者（関係

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印